

4. 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、自立支援給付(国事業)とは別に市町村が地域の特性に合わせて地域で生活する障がい者(児)およびその家族の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供します。

以下のサービスを提供する事業者は、事前に大分市と委託契約を結ぶ必要があります。なお、自立支援給付等(国事業)を併給している場合はサービス等利用計画に位置付けられている必要があります。

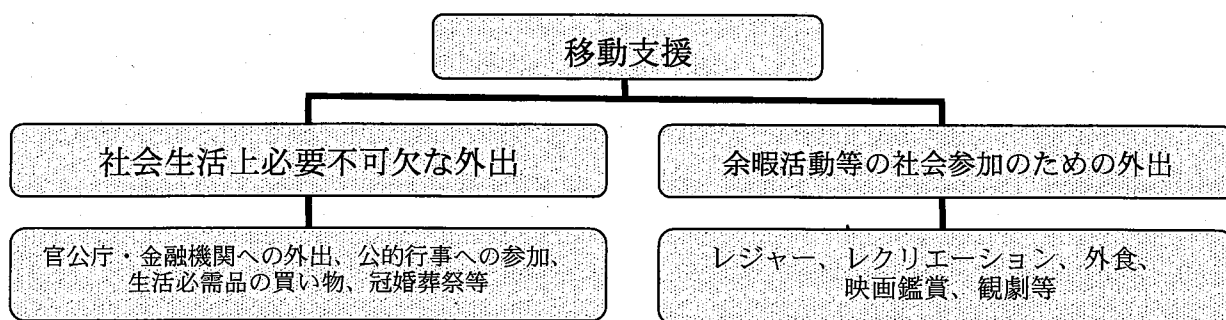
(1) 移動支援

内 容：外出のための移動を支援

対 象 者：屋外での移動が困難な障がい者(児)

個人への支援と複数の障がい者等からなるグループへの支援があります。

提供時間：午前8時～午後9時(原則)



〈移動支援のサービス範囲〉

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助等です。

【移動支援の対象のサービス例】

- ・ 外出の準備に伴う支援(更衣介助、手荷物準備等)
- ・ 移動に伴う支援(交通機関の利用補助等)
- ・ 外出中におけるコミュニケーションの支援(代読・代筆等)
- ・ 外出先での支援(排せつ介助・食事介助・姿勢保持・買物支援等)
- ・ 外出先から帰宅した際の支援(荷物整理等)

【移動支援の対象ではないサービス例】

- ・ 遊び相手(キャッチボールの相手等)
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合等
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として、『預かり行為』を行う場合(移動支援は、障がい者(児)の外出支援を目的としているため、保護者のレスパイト等を目的としたものは対象とはなりません。)
- ・ 目的地を設定せずに行う散歩(ウォーキング)は算定対象となりません。



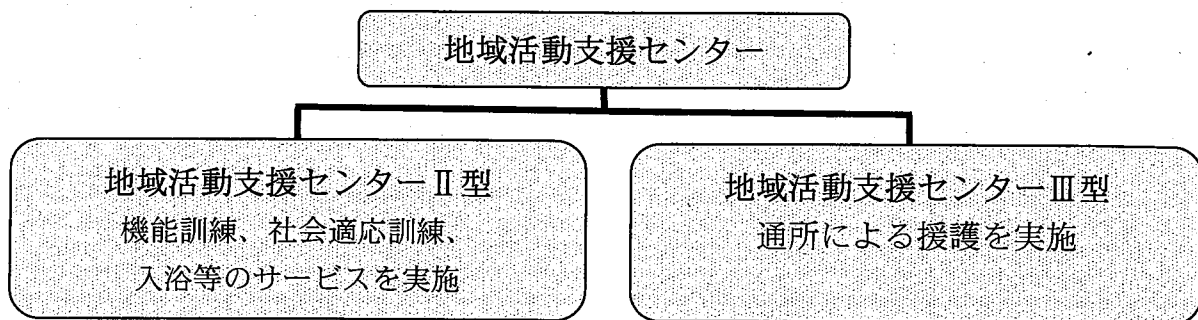
重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給決定を受けている場合は移動支援の対象となりません。ただし、同行援護対象者で、グループ支援を希望する場合は、グループ支援のみ移動支援を決定します。

支給決定については本人の状況調査を行ない、必要量(時間数)を決定します。

(2) 地域活動支援センター

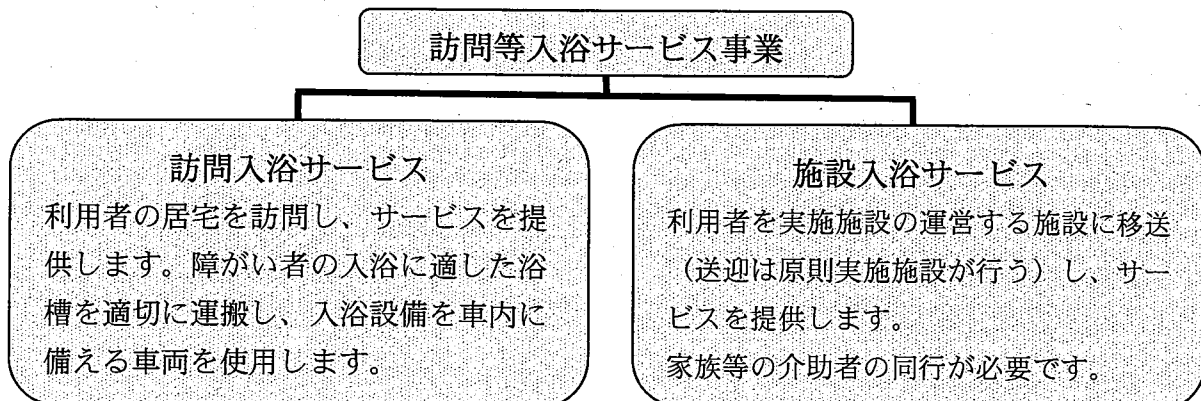
内 容：創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等

対象者：地域における雇用が困難な在宅の障がい者、及び援護が必要な障がい者（児）



(3) 訪問等入浴サービス

対象者：居宅における入浴が困難な障がい者（児）



(4) 日中一時支援事業

内 容：在宅の障がい者の家族又は障がい児の保護者の疾病その他の理由により、障がい者等を一時的に支援する必要がある場合に当該障がい者の日中の受入れを実施

提供時間：午前9時～午後5時（原則）

*重症心身障害者（児）の決定について

日中一時支援では身体障害者手帳1級または2級（内容不問）、及び療育手帳A1またはA2を所持している人を重症心身障害者（児）として決定しており、日中一時支援（重心）の決定を持っている方を預かった場合は、重心単価を算定することができます。重心決定の有無については受給者証に記載していますので、重心単価算定の際には受給者証を確認してください。